

入 札 説 明 書

公立大学法人会津大学が発注するスチームコンベクションオープン購入に係る条件付一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 業務の内容

- (1) 件 名 スチームコンベクションオープン購入
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 納入期限 平成28年10月14日（金）
- (4) 納入場所 公立大学法人会津大学
(福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第2条及び第3条に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (3) 福島県物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に記載のある業者であり、納期までに当該調達物品を確実に納入できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）を平成28年8月17日（水）から平成28年8月24日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までに（但し、最終日は午後3時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）、会津大学総務予算課予算経理係に提出し、当該資格の確認を受けること。

入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により平成28年8月26日（金）までに通知する。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので十分に注意すること。また、郵送により提出する場合には書留郵便とすること。なお、不着等の事故については一切責任を負わない。

4 入札書の提出期限等

- (1) 入札書の提出日時及び提出場所
平成28年8月31日（水）午前11時00分
会津大学 管理棟3階 中会議室
※郵送による入札は不可とする。

- (2) 開札の日時及び場所
同上

5 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式 4）に必要とする事項を記載し、上記 4 の（1）に指定する日時及び場所へ持参して提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（会津大学からの通知）の写し

イ 委任状（様式 5） ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札者は、スチームコンベクションオープン購入に係る総額を記載すること。

また、入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、法人番号、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、法人番号、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

6 入札保証金

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

7 入札の方法及び開札等

(1) 開札は、上記 4 の（1）で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記 5 の（2）で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1 回に限り再度再入札に付することができるものとする。

(6) 再度再入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、公立大学法人会津大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。

- (2) 入札は持参による。
- (3) 入札時に入札者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (7) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札会場に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告等にした入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (4) 記名、押印を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (8) その他、入札に関する条件又は公立大学法人会津大学において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 公立大学法人会津大学会計規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第23条の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち

最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を落札者とする。

(2) 入札公告等により確認申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に入札書を提出した場合において、当該者に関する資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(3) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

(5) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度再入札に付することができるものとする。

(6) 再度再入札しても落札者がいない場合は、公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第31条第1項7号の規定により随意契約をすることができる。

13 契約保証金

(1) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第39条の規定に基づき、落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) ただし、落札者が、保険会社との間に公立大学法人会津大学を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を免除する。

(3) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

14 契約書等の作成

(1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（別添の契約書を使用するものとする。以下「契約書」という。）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 契約条項

別添契約書のとおり。

17 質問及び回答

本件入札公告・入札説明書・仕様書等に関し質問がある場合は、以下の要領で行うこと。

(1) 質問書（様式3）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付け

ない。

(2) 受付期間は平成28年8月17日(水)から平成28年8月19日(金)正午まで(土・日・祝日を除く。)とする。

(3) 受付方法は、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかとする。

(郵送及び持参により提出した場合は、その内容を電子メールにて下記の(4)に記載したアドレスに送信すること。電子メール送信の際は題名を「スチームコンベクションオープン購入に係る質問(会社名)」とすること。なお、ファクシミリにより提出した場合は、提出後速やかに下記の(4)に記載した電話番号に、その旨連絡すること。)

(4) 質問書の提出先は、次のとおりとする。

会津大学 総務予算課 予算経理係

電話番号 0242-37-2509

FAX 0242-37-2528

E-mail cl-budget@u-aizu.ac.jp

(5) 質問書に対する会津大学からの回答は平成28年8月22日(月)までに行う予定である。

18 その他

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届(任意様式)を提出すること。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

以上

(参考)

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第17条に規定する競争に付するときは被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格)

第4条 一般競争に参加しようとする者は、競争に参加させることができない者及び競争に参加させないとした者に該当しない者であって、競争に付する都度別に定める資格を有する者であること。

2 指名競争に加わろうとする者については、福島県の取扱いに準じるものとし、工事等有資格者名簿、物品納入者登録者名簿、委託管理名簿は福島県に登録されているものを使用する。

(入札保証金の免除)

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- 二 第4条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれが無いと認められるとき

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことができる契約)

第23条 会計規程第19条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- 二 その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

(契約保証金)

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の五以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。